

宮崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び宮崎市老人福祉法施行細則（平成9年12月25日規則第40号。以下「法施行細則」という。）に基づき、宮崎市内に設置される有料老人ホームの設置運営に関する事務手続き及び市長が行う行政指導の内容等を定めることにより、有料老人ホーム事業の安定と入居者の居住環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設置予定者 有料老人ホームを設置しようとする者
- (2) 設置者 有料老人ホームを設置・運営している者

(設置者等の責務)

第3条 設置予定者及び設置者は、有料老人ホームを設置運営するにあたり、法、省令、この要綱及び別に定める宮崎市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指導指針」という。）を遵守するとともに、有料老人ホーム事業の安定的かつ継続的な運営と入居者の福祉の向上を図ることにより、社会的信頼の確保に努めること。

- 2 設置予定者及び設置者は、市長の意見及び周辺住民の生活環境に十分配慮すること。
- 3 設置予定者及び設置者は、法第29条第7項の規定によるもののほか、経営状況等についても積極的に情報開示に努めること。

(事前協議)

第4条 設置予定者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は第43条による開発許可又は建築許可（開発許可又は建築許可を受けたものを有料老人ホームに転用する場合はその変更許可）の申請前に、開発許可又は建築許可対象外の場合にあつては、建築基準法（昭和25年法第201号）第6条の規定による建築確認（既存建物を有料老人ホームに転用する場合はその用途変更）の申請前に、有料老人ホームの設置計画について、市長と事前協議を行うものとする。

- 2 前項の規定に基づく事前協議の際に、市長は「福祉関連事業所指定申請等事前確認票」を設置予定者に交付するものとする。

(設置届出等)

第5条 設置予定者が法第29条第1項の規定による市長への届出を行う場合は、有料老人ホーム設置届(法施行細則様式第11号)に次の各号に掲げる書類を添付し提出するものとする。

- (1) 運営法人の登記事項証明書又は条例等
- (2) 平面図(本体・設備図面とも)、立面図、位置図、求積図、求積表
- (3) 建築基準法第6条第1項の規定による確認済証
- (4) 運営法人の直近の事業決算書
- (5) 管理規程(運営規程)、預かり金管理規程(金銭管理を行う場合)
- (6) 組織図、職員配置表、運営協議会細則、苦情処理体制表
- (7) 賃貸借契約書(土地・建物)
- (8) 法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- (9) 資金調達計画書、借入資金償還予定表(金融機関発行)
- (10) 長期収支計画書(30年)
- (11) 重要事項説明書、入居契約書
- (12) 登記簿(土地・建物)
- (13) 入居者募集広告の案
- (14) 消防用設備等検査済証
- (15) 都市計画法施行規則第60条に規定される証明書(市街化調整区域の場合)
- (16) 福祉関連事業所指定申請等事前確認票

2 市長は、前項の届出があったときは、届出の内容が適切であることを確認した上で、有料老人ホーム設置届受理書を設置予定者に交付するものとする。

(変更届)

第6条 設置者は、前条の届出事項に変更があった場合は、法第29条第2項の規定により、当該変更のあった一月以内に有料老人ホーム変更届(法施行細則様式第12号)を市長に提出するものとする。

(廃止・休止届)

第7条 設置者は、事業を廃止し又は休止する場合は、法第29条第3項の規定により、事業を廃止又は休止する一月前までに有料老人ホーム廃止・休止届(法施行細則様式第13号)を市長に提出するものとする。

(定期報告)

第8条 設置者は、法第29条第11項の規定により、毎年7月1日現在の有料老人ホームの経営状況等について、次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告するものとする。

- (1) 有料老人ホーム重要事項説明書
- (2) 有料老人ホーム情報開示等一覧表

(3) 貸借対照表 (当該提出年度の前年度分)

(4) 損益計算書 (当該提出年度の前年度分)

(立入調査・指導)

第9条 市長は、法第29条第13項の規定により、有料老人ホームの設備及び運営等について立入調査及び指導を行うことができる。

2 前項の立入調査及び指導は、宮崎市有料老人ホーム立入調査実施要領に基づき行うものとする。

(情報公開)

第10条 市長は、第8条の規定により報告された有料老人ホーム重要事項説明書、有料老人ホーム情報開示等一覧表の内容について、宮崎市のホームページ等において公開するものとする。

(宮崎県との協力)

第11条 市長は、この要綱の規定により提出のあった書類等については、宮崎県知事に対して提供することができるものとする。また、前条に規定するところにより宮崎県のホームページ等においても情報公開ができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行以前に宮崎県有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき事前協議等が行われているものについては従前の取扱いによることができる。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の宮崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱に基づき事前協議等が行われているものについては、なお従前の例による。